



目 次

規 則	ページ
◎高知県消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の休止の届出 (福祉指導課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 ( )	1
○道路の区域変更 (道路課)	1
公 告	
○土地改良区の解散の認可 (農業基盤課)	1
高知県人事委員会規則	
◎職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則	2
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	2
◎通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	2
◎住居手当に関する規則の一部を改正する規則	4
◎単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	5
◎管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	7
◎職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	8
◎高知県職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則	8
高知県公安委員会規則	
◎認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則	8
落札公告	
○落札者等の公告 (警察本部会計課)	8

規 則

高知県消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月10日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第56号

高知県消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則

高知県消費生活協同組合法施行細則（平成22年高知県規則第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第31条の8第4項又は」を「第31条の10第4項及び」に改め、同条第15号を同条第16号とし、同条第14号を同条第15号とし、同条第13号中「又は第26条の4」を「及び第26条の4」に改め、同号を同条第14号とし、同条第3号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、同条第2号中「第31条の6（法第31条の8第5項）」を「第31条の8（法第31条の10第5項）」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第31条の6第1項又は第31条の7第1項の規定による補償契約又は役員賠償責任保険契約の内容の決定に係る理事会の決議をしたとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第804号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の休止について次のとおり届出があった。

令和3年9月10日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 休 止 年 月 日  
高知医療生活協 四万十市具同2882番地1 令 3・8・11  
同組合四万十診 療 所

高知県告示第805号

介護機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の指定をした。

令和3年9月10日

高知県知事 濱田 省司

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
令和3年8月25日	株式会社東山薬局 安芸郡奈半利町乙1281番地2	のぞみ薬局 吾川郡いの町新町88番地1 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

高知県告示第806号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年9月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年9月10日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 横浪公園
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
須崎市浦ノ内東分字 ヲヒラ3657番2	前	13.1 }	37
	後	13.1 }	37

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、四万十市具同第二土地改良区の解散を令和3年8月27日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年9月10日

高知県知事 濱田 省司

人事委員会規則

職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月10日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第13号

職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中

「  
旅行命令権者印  
」

を  
「  
旅行命令権者確認欄  
」

に改め、「@」を削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- この規則による改正前の職員の旅費に関する規則別記様式は、この規則による改正後の職員の旅費に関する規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

~~~~~  
職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月10日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第14号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「  
任命権者 | 所属長 |  
」

様 | 認印 |  
」

を

「  
任命権者  
様  
」

に改め、「<該当するものの□にレ印を付ける。>」及び

「@」を削り、

「  
取扱者  
認印  
」

を

「  
取扱者  
確認欄  
」

に改める。

別記第2号様式中

「  
任命権者の確認欄  
」

を

「  
任命権者確認欄  
」

に改め、「@」を削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- この規則による改正前の職員の給与の支給等に関する規則別記様式は、この規則による改正後の職員の給与の支給等に関する規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

~~~~~  
通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月10日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志  
高知県人事委員会規則第15号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和33年高知県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。



附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の通勤手当に関する規則別記様式は、この規則による改正後の通勤手当に関する規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月10日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第16号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和49年高知県人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第5条関係）

住居届

( 年 月 日提出)

任命権者 様	勤務公署			
	職員番号		氏名	
	職名			

住居手当に関する規則第5条第1項の規定に基づき、居住の実情を届け出ます。  
届出の理由が生じた年月日 ( 年 月 日)

職員が居住する借家・借間	届出の理由	<input type="checkbox"/> 1 新規 <input type="checkbox"/> 2 支給要件の喪失 <input type="checkbox"/> 3 転居（1又は2に該当する場合を除く。） <input type="checkbox"/> 4 契約関係の変更 <input type="checkbox"/> 5 家賃の額の改定 <input type="checkbox"/> 6 その他（ ）		
	契約の開始	年 月 日から	住宅への入居年月日	年 月 日
	住宅の所在地			
	住宅の所有者	続柄（ ）	住所	
	住宅の貸主	続柄（ ）	住所	
	住宅の借主	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族 続柄（ ）	共同名義人が <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる 続柄（ ） 続柄（ ）	
家賃等	月額 円 ( 年 月 日から)	左記の家賃等には <input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道の料金が含まれている（光熱費込みの下宿代） <input type="checkbox"/> 食費等が含まれている（賄い付きの下宿代）		

届出の理由が生じた年月日 ( 年 月 日)

配偶者等が居住する借家・借間	届出の理由	<input type="checkbox"/> 1 新規 <input type="checkbox"/> 2 支給要件の喪失 <input type="checkbox"/> 3 転居（1又は2に該当する場合を除く。） <input type="checkbox"/> 4 契約関係の変更 <input type="checkbox"/> 5 家賃の額の改定 <input type="checkbox"/> 6 その他（ ）		
	契約の開始	年 月 日から	住宅への入居年月日	年 月 日
	住宅の所在地			
	住宅の所有者	続柄（ ）	住所	
	住宅の貸主	続柄（ ）	住所	
	住宅の借主	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族 続柄（ ）	共同名義人が <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる 続柄（ ） 続柄（ ）	
家賃等	月額 円 ( 年 月 日から)	左記の家賃等には <input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道の料金が含まれている（光熱費込みの下宿代） <input type="checkbox"/> 食費等が含まれている（賄い付きの下宿代）		

- 借家・借間（住居手当の条項第1項第1号該当）
  - 借家・借間（住居手当の条項第1項第2号該当）
- 上記のとおり  
確認する。  
確認し、住居手当に関する規則第7条に規定する家賃の額に相当する額は、 円であると算定する（住居手当の条項第1項第1号該当）。  
確認し、住居手当に関する規則第7条に規定する家賃の額に相当する額は、 円であると算定する（住居手当の条項第1項第2号該当）。

年 月 日	取扱者 確認欄				
職名	氏名				

備考

記入上の注意

- 「家賃等」欄は、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗付き住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等を含まないものを記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合（例：光熱費込みの下宿代）又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合（例：賄い付きの下宿代）で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額（光熱費込みの下宿代又は賄い付きの下宿代）を記入して差し支えない（この場合は、該当するものを選択する。）。
- 家賃額の改定等居住の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。
- 「配偶者等が居住する借家・借間」欄は、単身赴任手当を支給される職員が届け出る場合に記入する。

別記第2号様式中「回」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則による改正前の住居手当に関する規則別記様式は、この規則による改正後の住居手当に関する規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。



単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月10日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第17号

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（平成2年高知県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第7条関係）

(1号紙)

単身赴任届

			年 月 日提出	
任命権者	様	職名	氏名	
勤務公署	所在地			
届出の理由	<input type="checkbox"/> 1 新規 <input type="checkbox"/> 2 異動 <input type="checkbox"/> 3 転居（ <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者）※4に該当する場合を除く。 <input type="checkbox"/> 4 配偶者と同居 <input type="checkbox"/> 5 その他（ ）			
上記事実の発生日		年 月 日		

単身赴任手当に関する規則第7条第1項の規定に基づき、次のとおり配偶者等との別居の状況等を届け出ます。

1 異動直前の居住状況等（※届出の理由が「1 新規」以外の場合は、記入不要）

異動の発令年月日	年 月 日
本人の住居	
同居者	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子（生年月日 ） <input type="checkbox"/> 子（生年月日 ） <input type="checkbox"/> 子（生年月日 ） <input type="checkbox"/> 子（生年月日 ）

2 現在の居住状況等（※届出の理由が「4 配偶者と同居」の場合は、記入不要）

配偶者と別居した年月日	年 月 日
配偶者と別居した事情	<input type="checkbox"/> 配偶者が父母、義父母又は同居の親族を介護 <input type="checkbox"/> 配偶者が在学する同居の子を養育 <input type="checkbox"/> 配偶者が引き続き就業 <input type="checkbox"/> 配偶者が自宅を管理 <input type="checkbox"/> その他（ ）
本人の住居	入居年月日 年 月 日
本人の住居における同居者	<input type="checkbox"/> 子（生年月日 ） <input type="checkbox"/> 子（生年月日 ） <input type="checkbox"/> 子（生年月日 ） <input type="checkbox"/> 子（生年月日 ） <input type="checkbox"/> その他（続柄 ） <input type="checkbox"/> その他（続柄 ） <input type="checkbox"/> その他（続柄 ） <input type="checkbox"/> その他（続柄 ）
配偶者の住居	異動直前の本人の住居と <input type="checkbox"/> 同じ <input type="checkbox"/> 異なる（※住居の場所及び入居年月日を記入）
住居の場所	入居年月日 年 月 日
異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法	2号紙の(1)に記入
配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法	2号紙の(2)に記入
配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法	2号紙の(3)に記入

※任命権者記入欄

上記のとおり <input type="checkbox"/> 確認する。 <input type="checkbox"/> 確認し、 <input type="checkbox"/> 単身赴任手当の月額を 円と決定する。 <input type="checkbox"/> 単身赴任手当に関する規則第4条第3項の規定による加算額を 円と、単身赴任手当の月額を 円と決定する。
年 月 日
職名 氏名

(裏面)

記入上の注意

- 「届出の理由」欄の「2 異動」とは既に単身赴任手当の支給を受けている者が公署を異にする異動をした場合の当該異動をいい、「3 転居」とは既に単身赴任手当の支給を受けている者又はその者の配偶者が住居を移転した場合の当該転居をいう。
- 配偶者のない者にあつては、「配偶者」とあるのを「異動直前に同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」と読み替えて記入する。
- 「1 異動直前の居住状況等」及び「2 現在の居住状況等」において「異動」とは、別居の原因となった公署を異にする異動又は同一公署内における異動若しくは職務内容の変更等をいう。
- 在勤する公署が移転した者にあつては、「異動」とあるのを「移転」と読み替えて記入する。
- 国家公務員等であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなった者、再任用をされた者、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第1項の規定による派遣若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第3項第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した者、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定による採用をされた者又は職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例第1条の2第1号の規定による休職から復職した者にあつては、「異動」とあるのをそれぞれ「適用」、「再任用」、「復帰」、「採用」又は「復職」と読み替えて記入する。
- 別居後に配偶者を欠くことになった場合にあつては、異動直前に配偶者がなかったものとして記入する。
- 2号紙の「通勤方法の別」欄及び「交通方法の別」欄は、通勤等の順路に従い、徒歩、バス（バス会社名を含む。）、鉄道（路線名を含む。）等の別を記入する。
- ※印欄は、記入しないこと。

(2号紙)

- (1) 異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法（※異動に伴って配偶者とともに住居を移転し、その後配偶者と別居した場合は、記入不要）

順路	通勤方法の別	区間	距離	※任命権者記入欄
1		住居 から ( 経由) まで	・ km	
2		から ( 経由) まで	・ km	
3		から ( 経由) まで	・ km	
4		から ( 経由) まで	・ km	
5		から ( 経由) まで	・ km	
計（単身赴任手当に関する規則第3条の規定による通勤距離）			・ km	
経路略図（朱線で経路を示す。）				

- (2) 配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法（※異動に伴い配偶者と別居した場合で、配偶者の住居が異動直前の本人の住居と同じときは、記入不要）

順路	通勤方法の別	区間	距離	※任命権者記入欄
1		住居 から ( 経由) まで	・ km	
2		から ( 経由) まで	・ km	
3		から ( 経由) まで	・ km	
4		から ( 経由) まで	・ km	
5		から ( 経由) まで	・ km	
計（単身赴任手当に関する規則第3条の規定による通勤距離）			・ km	
経路略図（朱線で経路を示す。）				

- (3) 配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法

順路	交通方法の別	区間	距離	※任命権者記入欄
1		住居 から ( 経由) まで	・ km	
2		から ( 経由) まで	・ km	
3		から ( 経由) まで	・ km	
4		から ( 経由) まで	・ km	
5		から ( 経由) まで	・ km	
計（単身赴任手当の条項第2項の規定による交通距離）			・ km	
経路略図（朱線で経路を示す。）				

第2号様式（第8条関係）

単身赴任手当認定簿

氏名

届出の理由等 事実発生日	届出年月日 (届出受理年月日)	支給の始期（終期）・支給額の改定時期	加算額	単身赴任手当の月額	任命権者決定（改定）欄
年 月 日	年 月 日	年 月 分 から 年 月 分 まで	円	円	年 月 日 職名 氏名
年 月 日	年 月 日	年 月 分 から 年 月 分 まで	円	円	年 月 日 職名 氏名
年 月 日	年 月 日	年 月 分 から 年 月 分 まで	円	円	年 月 日 職名 氏名
年 月 日	年 月 日	年 月 分 から 年 月 分 まで	円	円	年 月 日 職名 氏名
年 月 日	年 月 日	年 月 分 から 年 月 分 まで	円	円	年 月 日 職名 氏名
年 月 日	年 月 日	年 月 分 から 年 月 分 まで	円	円	年 月 日 職名 氏名

記入上の注意

「届出提出年月日（届出受理年月日）」欄は、届出提出日を記入し、その日が届出受理日と異なる場合は、届出受理日を括弧書きで付記する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の単身赴任手当に関する規則別記様式は、この規則による改正後の単身赴任手当に関する規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。



管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月10日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第18号

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（平成4年高知県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別記様式中

「

職	
---	--

」

を

「

職名	
----	--

」

に、

「

勤務者印	確認者印
------	------

」

を

「

勤務者確認欄	確認者確認欄
--------	--------

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- この規則による改正前の管理職員特別勤務手当に関する規則別記様式は、この規則による改正後の管理職員特別勤務手当に関する規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

~~~~~  
職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月10日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会規則第19号**

**職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則**

職員の育児休業等に関する規則（平成11年高知県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊟」を削り、同様式注5を削る。

別記第2号様式中「㊟」を削り、同様式注5を削る。

別記第3号様式中「㊟」を削り、同様式注を削る。

別記第4号様式中「㊟」を削り、同様式注6を削る。

別記第5号様式中「㊟」及び「㊤」を削り、同様式注3を削り、同様式（裏面）中

|      |      |
|------|------|
| 請求者印 | 所属長印 |
|------|------|

を

|        |        |
|--------|--------|
| 請求者確認欄 | 所属長確認欄 |
|--------|--------|

に改める。

**附 則**

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- この規則による改正前の職員の育児休業等に関する規則別記様式は、この規則による改正後の職員の育児休業等に関する規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

~~~~~  
高知県職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月10日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会規則第20号**

**高知県職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則**

高知県職員の配偶者同行休業に関する規則（平成26年高知県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別記様式中

「氏名\_\_\_\_\_㊟」

を

「氏名\_\_\_\_\_」

に改め、注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、注4を注3とし、注5を注4とする。

**附 則**

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- この規則による改正前の高知県職員の配偶者同行休業に関する規則別記様式は、この規則による改正後の高知県職員の配偶者同行休業に関する規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

-----  
**公 安 委 員 会 規 則**  
-----

認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月10日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

**高知県公安委員会規則第13号**

**認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則**

認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則（平成22年高知県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第3号様式中「印」を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
**落 札 公 告**  
-----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和3年9月10日

高知県警察本部長 熊坂 隆

- 落札に係る借入物品の名称及び数量  
出先所属用小型サーバー式 20組
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4-30
- 落札者を決定した日  
令和3年7月28日
- 落札者の氏名及び住所  
NECキャピタルソリューション株式会社四国支店 香川県高松市中野町29番2号
- 落札金額  
月額 612,480円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 政令第6条の公告をした日  
令和3年6月11日